

手数料を徴収する事務	用途	評価方法	申請に係る床面積	金額 (単位:円)
<p>適合性判定</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定の申請に対する審査</p>	非住宅建築物	標準入力法 または 主要室入力法	300㎡未満	252,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	309,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	407,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	580,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	715,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	845,000
			25,000㎡以上	964,000
		モデル建物法	300㎡未満	97,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	120,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	162,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	261,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	341,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	410,000
			25,000㎡以上	481,000
	工場等	標準入力法 または 主要室入力法	300㎡未満	26,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	34,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	48,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	113,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	167,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	206,000
			25,000㎡以上	255,000
		モデル建物法	300㎡未満	21,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	29,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	42,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	105,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	159,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	197,000
			25,000㎡以上	244,000
	一戸建て住宅	基準能	200㎡未満	38,000
			200㎡以上	43,000
共同住宅等	性能基準	300㎡未満	77,000	
		300㎡以上~2,000㎡未満	128,000	
		2,000㎡以上~5,000㎡未満	217,000	
		5,000㎡以上	311,000	

手数料を徴収する事務	用途	評価方法	申請に係る床面積	金額 (単位:円)
<p>適合性判定(変更)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の適合性判定の申請に対する審査</p>	非住宅建築物	標準入力法 または 主要室入力法	300㎡未満	126,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	155,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	204,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	290,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	358,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	423,000
			25,000㎡以上	482,000
		モデル建物法	300㎡未満	49,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	60,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	81,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	131,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	171,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	205,000
			25,000㎡以上	241,000
	工場等	標準入力法 または 主要室入力法	300㎡未満	13,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	17,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	24,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	57,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	84,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	103,000
			25,000㎡以上	128,000
		モデル建物法	300㎡未満	11,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	15,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	21,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	53,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	80,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	99,000
			25,000㎡以上	122,000
一戸建て住宅	基準能	200㎡未満	19,000	
		200㎡以上	22,000	
共同住宅等	性能基準	300㎡未満	39,000	
		300㎡以上~2,000㎡未満	64,000	
		2,000㎡以上~5,000㎡未満	109,000	
		5,000㎡以上	156,000	

手数料を徴収する事務	用途	評価方法	申請に係る床面積	金額 (単位:円)
軽微な変更 建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第13条(平成28年省令第5号。)の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面(軽微変更該当証明書)の交付	非住宅建築物	標準入力法 または 主要室入力法	300㎡未満	126,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	155,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	204,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	290,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	358,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	423,000
			25,000㎡以上	482,000
		モデル建物法	300㎡未満	49,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	60,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	81,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	131,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	171,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	205,000
			25,000㎡以上	241,000
	工場等	標準入力法 または 主要室入力法	300㎡未満	13,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	17,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	24,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	57,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	84,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	103,000
			25,000㎡以上	128,000
		モデル建物法	300㎡未満	11,000
			300㎡以上~1,000㎡未満	15,000
			1,000㎡以上~2,000㎡未満	21,000
			2,000㎡以上~5,000㎡未満	53,000
			5,000㎡以上~10,000㎡未満	80,000
			10,000㎡以上~25,000㎡未満	99,000
			25,000㎡以上	122,000
	一戸建て住宅	基準能	200㎡未満	19,000
			200㎡以上	22,000
共同住宅等	性能基準	300㎡未満	39,000	
		300㎡以上~2,000㎡未満	64,000	
		2,000㎡以上~5,000㎡未満	109,000	
		5,000㎡以上	156,000	

備考

「適合性判定」及び「適合性判定(変更)」において、非住宅建築物で工場等以外の用途に供する部分及び工場等の用途に供する部分を有する場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料(以下「適合性判定申請手数料」という。)は、上記表に従い算出した非住宅建築物(工場等を除く。)に係る適合性判定申請手数料の額及び非住宅建築物(工場等に限る。)に係る適合性判定申請手数料の額を合算した額とする。

「軽微な変更」において、非住宅建築物で工場等以外の用途に供する部分及び工場等の用途に供する部分を有する場合の軽微変更該当証明書の交付手数料(以下「交付手数料」という。)は、上記表に従い算出した非住宅建築物(工場等を除く。)に係る交付手数料の額及び非住宅建築物(工場等に限る。)に係る交付手数料の額を合算した額とする。

「適合性判定」及び「適合性判定(変更)」において、複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。)の場合の適合性判定申請手数料は、上記表に従い算出した非住宅建築物(工場等を除く。)に係る適合性判定申請手数料の額又は非住宅建築物(工場等に限る。)に係る適合性判定申請手数料の額及び一戸建ての住宅に係る適合性判定申請手数料の額又は共同住宅等に係る適合性判定申請手数料の額を合算した額とする。

「軽微な変更」において、複合建築物の場合の交付手数料は、上記表に従い算出した非住宅建築物(工場等を除く。)に係る交付手数料の額又は非住宅建築物(工場等に限る。)に係る交付手数料の額及び一戸建ての住宅に係る交付手数料の額又は共同住宅等に係る交付手数料の額を合算した額とする。

「適合性判定」及び「適合性判定(変更)」において、向上計画認定を受けた、建築物エネルギー消費性能向上計画に記載のある他の建築物の適合性判定申請手数料の額は、「認定申請」及び「認定申請(変更)」(登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、法第30条第1項に掲げる基準に適合すると認められている場合の法第29条第1項の規定に基づく認定申請(非住宅建築物で標準入力法・主要室入力法による申請及び非住宅建築物でモデル建物法による申請に限る。)に係る部分に限る。)に準じて算出した額とする。

「適合性判定」及び「適合性判定(変更)」において、向上計画の変更の認定を受けた、建築物エネルギー消費性能向上計画に記載のある他の建築物の適合性判定申請手数料の額は、「認定申請」及び「認定申請(変更)」(登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、法第30条第1項に掲げる基準に適合すると認められている場合の法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請(非住宅建築物で標準入力法・主要室入力法による申請及び非住宅建築物でモデル建物法による申請に限る。)に係る部分に限る。)に準じて算出した額とする。